



島根県報

平成22年12月28日（火）

第2,252号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県持続農業導入指針変更の公表	（農畜産振興課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	2

【公 告】

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	3
肥料の登録の更新	（食料安全推進課）	4
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水産課）	4

【特定調達公告】

島根県立浜田高等学校定時制・通信制校舎の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	6
-------------------------------------	---------	---

【正 誤】

平成22年8月3日付け島根県報号外第140号中	（道路維持課）	8
-------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第758号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成22年12月21日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第759号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町上赤名144-15、144-16、1672-1、1672-3、1673、1673-1、1673-4、1674-1から1674-6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯南町上赤名144-15、144-16、1672-3（次の図に示す部分に限る。）、1674-1から1674-3まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第760号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

丸谷

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市加茂町延野343番3	1号
〃 732番	2号
〃 736番	3号
〃 726番	4号
〃 737番1	5号
〃 359番1	6号
〃 349番	7号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成22年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人島根教師力向上支援研究会

3 代表者の氏名

吉川 廣二

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町上三所410番地

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、島根県内の教育関係者、保護者及び児童生徒等に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、授業技量の向上及び教育技術の習得のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登録 379号	魚かす粉末	7.0魚かす 粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	公定規格のと おり	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1	平成29年 1月6日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成22年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で11万5千トン、生産額で224億円の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人となっている（平成20年）。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成22年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量	平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	13,000トン	
まあじ	38,000トン	37,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成22年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量	平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	12,000トン	
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	34,000トン

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加

え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年12月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県立浜田高等学校定時制・通信制校舎 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成24年2月1日（水）から平成34年4月30日（土）まで
- (4) 貸借物件設置期限
平成24年1月22日（日）
- (5) 貸借物件撤去期限
平成34年6月30日（木）
- (6) 設置場所
島根県浜田市黒川町3749番地 島根県立浜田高等学校敷地内
- (7) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(9) その他」に記載されている者であること。
- (4) 本説明書に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課（電話0852-22-6603 ファクシミリ0852-22-6016）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成22年12月28日（火）から平成23年1月21日（金）午後5時までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、閲覧（ダウンロード）を希望する者は、本公告掲載のホームページの入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。
- (3) 入札書の提出期限等
ア 日時
平成23年2月7日（月）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成23年2月7日（月）午前9時必着）
イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、(1)の場所）
- (4) 開札の日時及び場所
ア 日時
平成23年2月7日（月）午前10時から
イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成23年1月27日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否
要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details :

A suite of school buildings for Part-time and Correspondence Course of Shimane Prefectural Hamada High School

Period of Lease : From February 1, 2012 To April 30, 2022

Desired Date of Completion : January 22, 2012

Location of Installation :

Shimane Prefectural Hamada High School

3749 Kurokawa-cho, Hamada-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender :

10 : 00 a.m. February 7, 2011

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m. February 7, 2011)

(3) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

正**誤**

平成22年8月3日付け島根県報号外第140号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤			正				
2	島根県告示第511号の表中	益田市長沢町口426番5地先から同町口1175番14地先まで	前	0.00	0.00	益田市長沢町ハ426番5地先から同町口1175番14地先まで	前	0.00	0.00
			後	9.00～ 33.00	232.00		後	4.80～ 52.00	1,527.00